

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表許可地域の項中「又は第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、条例第十二条の三第一項の点検（以下「点検」という。）を行つた広告物等又は面積が一平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第一号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるものの添付を省略することができる。

一 当該広告物等の全景を申請前一月以内に撮影したカラー写真

二 第九条の三第七項に規定する書面（電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に行つた点検に係るものに限る。）

三 その他知事が必要と認めるもの

第九条の次に次の二条を加える。

（管理者設置義務）

第九条の二 条例第十二条の二第一項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一 はり紙

二 広告幕

三 立看板

四 移動広告物

五 アドバルーン

2 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一 地上から広告物等の上端までの距離が四メートルを超える広告物等

二 地上から広告物等の上端までの距離が四メートル以内の広告物等で、かつ、条例第八条第一項の規定により定めた許可の期間が一年を超える広告物等

3 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 電柱類広告 次に掲げる者

イ 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告物」という。）

ロ 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。）の長が行う条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会（以下この条において「講習会」という。）の課程を修了した者

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

ホ 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

へ その他知事が指定する者

二 電柱類広告以外の広告物等 前号イ、ハ、ニ又はへに掲げる者

(点検)

第九条の三 点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、点検を行わなければならない。

一 広告物等の変更又は改造（条例第九条第一項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。）

二 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生

三 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により点検を行った場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

一 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

イ 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等

ロ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等

ハ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等

二 支持部 次に掲げる項目

イ 鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間等

ロ 鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビス）のゆるみ、欠落等

三 取付部 次に掲げる項目

- イ アンカーボルト及び取付部プレート^イの腐食、変形等
 - ロ 溶接部及びコーキングの劣化等
 - ハ 取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常等
- 四 広告板 次に掲げる項目
- イ 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
 - ロ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
 - ハ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
- 五 照明装置 次に掲げる項目
- イ 照明装置の不点灯、不発光等
 - ロ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
 - ハ 周辺機器の劣化、破損等
- 六 付属部材等 次に掲げる項目
- イ 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損等
 - ロ 避雷針の腐食、損傷等
- 七 その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目
- 5 前条第三項の規定は、条例第十二条の三第一項に規定する規則で定める者について準用する。
- 6 条例第十二条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。
- 一 条例第五条第一項各号に掲げる広告物等
 - 二 第九条の二第一項各号に掲げる広告物等
 - 三 前二号に掲げる広告物等のほか、第一項から第三項までに規定する点検を実施する時期（第二項第三号に

掲げる時期を除く。）において、表示又は設置の期間が十年を超えない広告物等で、かつ、条例第七条各号に掲げる禁止広告物でないことを目視により確認した広告物等

7 条例第十二条の三第二項の規定による点検の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 広告物等の種類及び設置場所

二 点検を行った日

三 点検の実施者の氏名

四 点検箇所、点検項目及び異常箇所の有無

五 異常箇所の改善状況（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた場合に限り。）

六 その他知事が必要と認める事項

8 前項の書面には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、点検に係る広告物等が電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの（面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるもの）の添付を省略することができる。

一 点検の実施者が第五項において準用する前条第三項各号に定める者であることを証する書面の写し

二 点検後（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常箇所の改善後）に広告物等の全景を撮影したカラー写真

第十九条第一項中「以下」を「以下この条及び別表第三において」に改める。

第二十条第二号中「（昭和二十四年法律第百八十九号）」を削る。

別表第三職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許

を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者の項中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削り、同表建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条に規定する建築士の資格を有する者の項中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削り、同表電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者の項中「（昭和三十五年法律第三百三十九号）」を削る。

様式第一号中「※表示（設置）者が県外の場合は必置」を削り、「（職業）」を「（資格等の名称等）」に改め、同様式の註中「社団法人日本塗料工業会」を「一般社団法人日本塗料工業会」に

「3 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示（設置）の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。

4 下の欄には、記入しないでください。」

「3 資格の名称は屋外広告物条例施行規則第9条の2第3項各号に掲げる資格等の名称等を記入すること（管理者の設置が不要の広告物等又は地上から広告物等の上端までの距離が4m以内の広告物等であつて、許可の期間が1年以内の広告物等に係る申請の場合を除く。）。

4 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示（設置）の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。

5 下の欄には、記入しないでください。」

様式第九号を次のように改める。

を
に改め

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間における、改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。) 第九条の二第三項第二号及び第九条の三第五項において準用する第九条の二第三項第二号の規定の適用については、これらの規定中「、ハ」とあるのは「、ロ、ハ」とする。

3 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。